

竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療及び介護従事者並びに市民の感染拡大を防止するため、市内の医療機関等に対し、予算の範囲内で、施設内での感染拡大防止対策に要する経費を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、次に掲げる市内の医療機関等(以下「市内医療機関等」という。)とする。

- (1) 病院及び診療所
- (2) 歯科診療所
- (3) 調剤薬局
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定介護サービス事業所を運営する法人(以下「介護事業者」という。)
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく指定障害福祉サービス事業所、指定一般相談支援事業所及び特定指定相談支援事業所を運営する法人並びに児童福祉法(昭和22年法第164号。)に基づく指定障害児通所支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定障害児入所施設を運営する法人(以下「障害福祉サービス事業者」という。)

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市内医療機関等が行う次に掲げる新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策(以下「防止対策」という。)に要するものとする。

- (1) ガウン、ゴーグル等の個人防護具の購入費用(自作するときは、材料代等の作成費用)

- (2) 感染拡大防止設備の整備費
- (3) 感染拡大防止に係る施設改修費
- (4) その他感染拡大防止に係る費用

2 防止対策は、令和2年9月30日までに完了するものとする。ただし、補助事業者の責によらず当該防止対策が同日までに完了しないものと市長が認める場合にあっては、この限りでない。

3 国及び県により同様の補助事業があるときは、当該補助事業により防止対策を実施することとし、当該補助事業の対象とならない経費又は上限額を上回った経費について補助対象経費とするものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、次に掲げる額を限度とする。

- (1) 病院 50万円
- (2) 診療所及び歯科診療所 20万円
- (3) 調剤薬局 10万円
- (4) 施設・居住系サービス（介護保険法に基づく介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホームをいう。）を運営する介護事業者 20万円
- (5) 前号以外の介護事業者 10万円
- (6) 居住系サービス（障害者総合支援法に基づく共同生活援助及び障害者支援施設及び児童福祉法に基づく障害児入所施設をいう。）を運営する障害福祉サービス事業者 20万円
- (7) 前号以外の障害福祉サービス事業者 10万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金交付申請書（別記様

式第1号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する交付申請は、防止対策完了後に行うものとし、防止対策完了の日から30日を経過した日までに市長に提出しなければならない。ただし、この要綱の施行日前に防止対策が完了している場合は、施行日後速やかに申請するものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定及び交付額の確定を行ったときは竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、補助金を交付しないことを決定したときは竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金請求書(別記様式第4号)により市長に請求しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和3年3月31日までに、この要綱の規定により交付決定したものについてなされた手続その他の行為は、なおその効力を有する。

(別記)

様式第1号(第5条関係)

竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

竹原市長 様

(申請者)

住 所

団体(事業者)名

代表者名

印

竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金の交付を受けたいので、竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業費 円

申請額 円

■添付書類

新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業内訳書

添付資料

新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業内訳書

内容	数量	金額	事業費積算（用途説明）

事業費（A）	限度額（B）	A又はBのいずれか少ない額	申請額 （千円未満切り捨て）
円	円	円	円

※領収書等の写しを添付すること。

※改修の場合は、改修前と改修後の写真を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

竹原市長

竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金については、次のとおり交付することを決定したので、竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付決定額 円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

竹原市長

竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金については、次の理由により交付しないことを決定したので、竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助金を交付しない理由

様式第4号（第7条関係）

竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金請求書

年 月 日

金 _____ 円

年 月 日付け指令竹健 号で交付決定を受けた竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金として、竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

住 所

団体（事業者）名

代表者名

印

竹原市長 様

振 込 先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協					店 所		
	預金種別	普 通		(ふりがな) 口座名義人		()			
	口座番号							(右詰記入)	

※ 振込先は、請求者が口座名義人となっている口座を記入してください。